

令和3年度 アドベンチャートラベルガイド・
英語によるコミュニケーション能力向上事業 を公募します

2021年9月には、アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道／日本(以下、「ATWS 北海道／日本」という。)が開催され、今後アドベンチャートラベル(以下、「AT」という。)が北海道観光の主要な柱の一つとなることが期待されている。このような状況において、アドベンチャートラベル・ワールドサミット(以下、「ATWS」という。)の主催者であるアドベンチャートラベル・トレードアソシエーション(以下、「ATTA」という。)が要求するATガイド能力を習得し、さらに英語を用いてその能力を活用するガイドを育成していく必要がある。しかし、現状では北海道において英語によるガイディングを行っているガイドの数は少ないため、今後ATWSを契機に北海道においてATを推進していくために、道内ガイドの顧客に対する英語によるコミュニケーション能力および案内・説明能力を高めることを目的とする。

記

1. 事業名
令和3年度 アドベンチャートラベルガイド・英語によるコミュニケーション能力向上事業
2. 事業目的
当研修事業を通して、道内におけるアクティビティガイド等が英語で顧客に対応できるコミュニケーション能力および案内・説明能力を習得することを目的とする。
3. 応募方法
募集要項を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 今後のスケジュール(予定)
 - 10月27日(水)：公示・観光機構ウェブサイトに掲載
 - 11月1日(月)：事業説明会(オンライン)
 - 11月4日(木)：企画提案参加表明期限
 - 11月16日(火)：企画提案の受付・受領
 - 11月18日(木)：審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)
 - 11月下旬：委託事業者決定、契約締結、事業の実施
5. 問合せ先
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進本部 事業支援部 TEL 011-206-6951
竹田 晴香 h_takeda@visithkd.or.jp

以上

「令和3年度 アドベンチャートラベルガイド・
英語によるコミュニケーション能力向上事業」
企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 目的

2021年9月には、アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道／日本（以下、「ATWS 北海道／日本」という。）が開催され、今後アドベンチャートラベル（以下、「AT」という。）が北海道観光の主要な柱の一つとなることが期待されている。このような状況において、アドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下、「ATWS」という。）の主催者であるアドベンチャートラベル・トレードアソシエーション（以下、「ATTA」という。）が要求するATガイド能力を習得し、さらに英語を用いてその能力を活用するガイドを育成していく必要がある。しかし、現状では北海道において英語によるガイディングを行っているガイドの数は少ないため、今後ATWSを契機に北海道においてATを推進していくために、道内ガイドの顧客に対する英語によるコミュニケーション能力および案内・説明能力を高めることを目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出すること）

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

(3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること

(4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることが出来る者であること

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）12,000,000円（消費税等込み）

新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から～令和4年3月18日（金）まで

(2) 業務スケジュール

- 10月27日（水）：公示・観光機構ウェブサイトに掲載
- 11月1日（月）：事業説明会（オンライン）
- 11月4日（木）：企画提案参加表明期限
- 11月16日（火）：企画提案の受付・受領
- 11月18日（木）：審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
- 11月下旬：委託事業者決定、契約締結、事業の実施

(3) 業務完了日

※令和4年3月18日(金)までに事業を終了し、事業実施報告書を作成・提出すること。

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) コミュニケーション能力向上研修の実施

① 実施時期

令和4年2月~3月上旬

※アクティビティガイドの繁忙期を考慮すること。

※Eラーニングを活用する場合は、この限りではない。

② 実施場所

開催地は道央(札幌市内または周辺地域)、道北(旭川市内または周辺地域)、道東(釧路市内または周辺地域)の3箇所とする。

※研修内容にEラーニングを含めることを可能とする。

※感染症対策に留意すること。

③ 研修対象者

次のいずれかに該当する者を対象とする。

- ・ 北海道アウトドアガイド資格保持者
- ・ 「ATWS2021 北海道」のPre-Summit Adventure(PSA)およびDay of Adventure(DOA)コースにおいて登録されているガイド
- ・ 令和2年度アドベンチャートラベル人材育成事業(WAFA 資格取得研修事業)および令和3年度同事業にてWAFA 資格を取得した方
- ・ 北海道内でアクティビティガイドをしている方で英語による案内経験はあるが更なる能力向上を目指す方、または今後英語による案内を予定している方
- ・ 北海道内ツアーオペレーターとしてATコース造成・販売に関わる仕事に従事している方
- ・ ATコースのスルーガイドをする方または今後予定のある方(インバウンドツアー経験者、北海道内在住者に限る)

④ 研修内容

(ア) Minimum Information for Customers(MIC)、免責同意書、行程・ルート案内などの事前説明ができる英語能力を習得する。

(イ) 野外救急救命に必要な知識・行動の説明、傷病者とのコミュニケーションができる英語能力を習得する。

(ウ) アクティビティ別指導・誘導・実施案内および危険事項説明ができる英語能力を習得する。

※同じ研修内容で、参加者を初級と上級に分け実施すること。

※研修の成果を確認するため、ネイティブスピーカーによる対話テストを行うこと。

※研修内容にEラーニングを含めることを可能とする。

※効率的に実施できる内容とすること。

⑤ テキストの作成

(ア) AT ガイディングのための顧客対応英語・リスク説明英語(基本編)

日本語テキスト「AT ガイディングのための顧客対応手引き(海外顧客向け)」

日本語テキスト「ガイディングのためのリスクマネジメント」

を参考に、必要事項を抜粋および追加記載を行い英語によるガイディング用のテキストを作成する。

※上記日本語テキストは、参加表明提出事業者様に開示します。

※Illustrator 等編集可能なデータ、製本(30部)を納品物として提出すること。

(イ) AT ガイディングのための野外救急救命対応英語

WMAJ(Wilderness Medical Associates Japan)と連携して、野外救急救命国際資格WAFA(Wilderness Advanced First Aid)の内容を基本として英語によるガイディング用のテキストを作成する。

※Illustrator 等編集可能なデータ、製本(30部)を納品物として提出すること。

(ウ) アクティビティ別 AT ガイディングのための顧客対応英語・リスク説明英語(実践編)

a. 対象アクティビティ:

- i) 山岳・登山トレッキング
- ii) ラフティング・カヌー・カヤック
- iii) サイクリング

b. 海外顧客に対し英語によるガイディングを行っている各アクティビティの専門家を監

修者として選定し、実践に即したガイディングスキルを向上するための内容とすること。

※Illustrator 等編集可能なデータ、製本（30部）を納品物として提出すること。

- ⑥ 修了証の発行
- ⑦ 目標設定
受講者数、研修修了者数を目標として設定すること。

(2) アクティビティガイド向けセミナーの実施

- ① 実施時期
令和4年2月～3月上旬
※アクティビティガイドの繁忙期を考慮すること。
- ② 実施場所
開催地は札幌市内または周辺地域とする。
※現地開催を基本として、オンラインを併用することでより多くの方が参加可能となるようにすること。また録画を行い、当日参加できない方にも視聴できるようにすること。
※感染症対策に留意すること。
- ③ 対象者
次のいずれかに該当する者を対象とする。
 - ・ 北海道アウトドアガイド資格保持者
 - ・ 「ATWS2021 北海道」の Pre-Summit Adventure (PSA) および Day of Adventure (DOA) コースにおいて登録されているガイド
 - ・ 令和2年度アドベンチャートラベル人材育成事業(WAFA 資格取得研修事業) および令和3年度同事業にて WAFA 資格を取得した方
 - ・ 北海道内でアクティビティガイドをしている方で英語による案内経験はあるが更なる能力向上を目指す方、または今後英語による案内を予定している方
 - ・ 北海道内ツアーオペレーターとして AT コース造成・販売に関わる仕事に従事している方
 - ・ AT コースのスルーガイドをする方または今後予定のある方(インバウンドツアー経験者、北海道内在住者に限る)
- ④ セミナー内容
海外または日本国内の実践経験豊富なアクティビティガイドを講師として、アクティビティガイド向けのセミナーを1回実施する。
アクティビティガイドの模範となる講師の活動と取組みを紹介し、参加者にとって能力向上と今後のモチベーション向上につながる内容とすること。
※講師は、アクティビティの異なる2名以上とする。外国人が望ましい。
※日本人を講師とする場合は、英語でガイディングをしている人に限る。
※海外在住の方を講師とする場合は、オンラインでの出演または録画による対応を可能とする。
※英語による講演の場合は、同時通訳または字幕をつけること(逐次通訳不可)。
- ⑤ 目標設定
参加者数を目標として設定すること。

8. 企画提案に係る手続き

(1) 提出物

- ① 企画提案書(※見積書含む)
A4サイズ5部(社名あり1部、社名なし4部)
※審査上 具体的な企業名・氏名がわからないようにふせて作成すること。
なお、企画提案書の作成にあたっては、上記7の(1)及び(2)に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。
 - (ア) 企画提案事項の総括表
各提案事項を簡潔にまとめたものとする。 (A4用紙1枚程度)
 - (イ) 実施スケジュール
企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。
 - (ウ) 事業実績
会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。
なお、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しないでください。

(工) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(2) 提出期限 令和3年11月16日(火) 16:00(厳守)

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

(公社)北海道観光振興機構 AT推進本部(担当:竹田)

TEL:011-206-6951

(4) 提出方法

提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAX、メールでの提出は不可。

9. 事業説明会

事業内容について説明会を開催します。参加希望の方は、10月29日(金)16:00までにメールで連絡すること。 担当:竹田 h_takeda@visithkd.or.jp

日時:令和3年11月1日(月)13:00~13:30

場所:ZOOMミーティング

※お申込みいただいた方に、URLを送ります。

10. 参加表明

企画提案の意思のある場合は、11月4日(木)16:00(厳守)までにメールで参加表明をすること。

担当:竹田 h_takeda@visithkd.or.jp

11. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

- ・ 事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

12. 業務上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(5) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(6) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(7) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(8) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

13. 著作権等の取扱

(1) 先行事例の紹介時の写真、成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

14. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

(2) 作業の運営について、その都度、観光機構と協議すること。

(3) 再委託等の予定について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

公益社団法人 北海道観光振興機構

AT推進本部 事業支援部 TEL 011-206-6951

竹田 晴香 h_takeda@visithkd.or.jp

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度 アドベンチャートラベルガイド・英語によるコミュニケーション能力向上事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度 アドベンチャートラベルガイド・英語によるコミュニケーション能力向上事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委任契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者) ④

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ④

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ④